

～平成28年経済センサスー活動調査～

●経済センサスー活動調査とは

全国すべての事業所・企業を対象として行われる調査です。

調査の目的は、わが国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするために実施するものです。

●調査にご協力をお願いします

調査には、村がお願いした調査員がお伺いします。どうぞご理解とご協力をお願いします。

※5月中旬以降に各事業所へ調査員が訪問し、調査票をお配りします。また、インターネットによる回答も出来ます。

経済センサスー活動調査に関する問い合わせ先

総務課総務班 ☎64-1476



日本経済の未来は、あなたの調査票から。

経済センサス

活動調査

平成28年 6月1日 全国すべての事業所・企業のみなさが対象です

調査は、事業所の形態により、以下の2種類の方法のうち、いずれかでを行います。

- ◎支社などが無い単独の事業所には、調査員が訪問して調査票を配布
- ◎支社などがある企業等には、国が本社などに傘下の支社の調査票をまとめて郵送

事業所・事業主の皆さん
統計調査にご協力をお願いします！

村の障がい者相談員を紹介します

障がい者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、村との連絡調整を行います。



▶(右) 鈴木恵美子さん(村上市)
(左) 新野タカ子さん(南赤谷)

相談先：地域活動支援センターさくら工房
☎64-1400

相談支援事業 浦田の里

対象：身体障がい・知的障がい・
障がい児・難病

場所：村上市岩船231-1
電話：53-3673
受付：月～金曜日 9時～17時

村が委託している相談支援事業所は、障がいのある方や家族からの相談に応じて、情報提供、福祉サービスの提供及び利用支援、関係機関との調整を行う窓口です。お気軽にご相談ください。

障がいに関する相談は「相談支援事業所」へ

地域生活支援センターはまなす

対象：身体障がい・知的障がい・
精神障がい

場所：村上市瀬波中町10-1
電話：50-7104
受付：金・土曜日を除く毎日
8時～17時



▲地域活動支援センターさくら工房で行われた地域交流観桜会の様子(4月20日)

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.2 平成28年4月から入院時の食事代が変わりました

入院したときの食事代は、医療費とは別に定額の自己負担となります。

平成28年4月1日から、住民税課税世帯の入院時食事代の自己負担額が1食あたり260円から360円に変更となります。

住民税非課税世帯の方の負担額は変更ありません。

住民税課税世帯		260円 ⇒ 360円※
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	210円（変更なし）
	過去12か月で90日 を超える入院	160円（変更なし）
	区分Ⅰ	100円（変更なし）

※負担額の変更対象者のうち、指定難病及び平成28年4月1日において、すでに1年を超えて精神病床に入院されている方は、負担額が据え置かれます。

★住民税非課税の方が、区分Ⅰ・Ⅱの適用をつける場合には、「**限度額適用・標準負担額認定証**」を医療機関の窓口で提示する必要があります。

■申請に必要なもの■

- ① 保険証
- ② ハンコ
- ③ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

役場住民福祉課の窓口で申請してください。

「区分Ⅱ」の減額認定証をお持ちで入院日数が90日を超えた場合

申請月より過去1年間の入院日数が90日（後期高齢者医療制度に加入する前の保険分も含みます）を超えた場合は、市区町村の窓口で申請いただくことで「長期入院該当」となり、91日以降の食事代が「区分Ⅱ」より更に減額されます。

■申請に必要なもの■

- ① 保険証
- ② 減額認定証
- ③ 医療機関が発行する入院時の領収書
- ④ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの